

依頼日 2025年05月08日
発行日 2025年05月16日

日光市水道事業

様

株式会社 江東微生物研究所
本社 東京都江戸川区西川1-5-18-6
電話 (03) 3672-1251(代)
試験所 株式会社 江東微生物研究所
環境分析センター
福島県いわき市常盤町地4-18
電話 (0246) 36-8558

取扱営業所：宇都宮支所

電話：(028) 662-9257

郵便番号
住所
電話番号

依頼社名				事業種別		上水道	
施設名				検体名		浄水	
採水場所				水源		鬼怒川水源	
採水日		2025年5月8日 11:30		採水者		下田	
天候		前日 晴れ 当日 晴れ		気温		19.5℃	
				水温		16.8℃	
				遊離残留塩素		0.1 mg/L	
試験項目				試験結果		基準値	
1	一般細菌	◎	0 個/mL	100個/mL以下	27	総トリハロメタン	○ 0.018 mg/L
2	大腸菌	◎	不検出	検出されないこと	28	トリクロロ酢酸	△ 0.016 mg/L
3	カドミウム及びその化合物	◎	0.0003 mg/L未満	0.003mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	◎ 0.003 mg/L
4	水銀及びその化合物	◎	0.00005 mg/L未満	0.0005mg/L以下	30	ブロモホルム	◎ 0.001 mg/L未満
5	セレン及びその化合物	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	◎ 0.008 mg/L未満
6	鉛及びその化合物	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	◎ 0.003 mg/L
7	ヒ素及びその化合物	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	33	アモニウム及びその化合物	◎ 0.02 mg/L
8	六価クロム化合物	◎	0.002 mg/L未満	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	◎ 0.03 mg/L未満
9	亜硝酸態窒素	◎	0.004 mg/L未満	0.04mg/L以下	35	銅及びその化合物	◎ 0.01 mg/L未満
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	◎ 4.6 mg/L
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	◎	0.36 mg/L	10mg/L以下	37	マンガニン及びその化合物	◎ 0.001 mg/L未満
12	フッ素及びその化合物	○	0.11 mg/L	0.8mg/L以下	38	塩化物イオン	◎ 4.8 mg/L
13	砒素及びその化合物	◎	0.1 mg/L未満	1mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	◎ 24 mg/L
14	四塩化炭素	◎	0.0002 mg/L未満	0.002mg/L以下	40	蒸発残留物	○ 54 mg/L
15	1,4-ジニトロベンゼン	◎	0.005 mg/L未満	0.05mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	◎ 0.02 mg/L未満
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	◎	0.001 mg/L未満	0.04mg/L以下	42	ジエオキシシラン	◎ 0.000001 mg/L未満
17	ジクロロメタン	◎	0.001 mg/L未満	0.02mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	◎ 0.000001 mg/L未満
18	テトラクロロエチレン	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	◎ 0.002 mg/L未満
19	トリクロロエチレン	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	45	フェノール類	◎ 0.0005 mg/L未満
20	ベンゼン	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	46	有機物(TOC)	△ 0.7 mg/L
21	塩素酸	◎	0.06 mg/L未満	0.6mg/L以下	47	pH値	◎ 7.2
22	クロロ酢酸	◎	0.002 mg/L未満	0.02mg/L以下	48	味	◎ 異常なし
23	クロロホルム	△	0.015 mg/L	0.06mg/L以下	49	臭気	◎ 異常なし
24	ジクロロ酢酸	△	0.012 mg/L	0.03mg/L以下	50	色度	◎ 0.5 度未満
25	ジブロモクロロメタン	◎	0.001 mg/L未満	0.1mg/L以下	51	濁度	◎ 0.1 度未満
26	臭素酸	◎	0.001 mg/L未満	0.01mg/L以下	52		
判定		適合：上記検査項目については、水道法水質基準に適合です。					
備考							
試験期間		2025年5月8日		～		2025年5月16日	
検査責任者		センター長 岩澤潤一		水道法水質基準項目の検査方法及び採水方法は平成15年厚生労働省告示第261号によります。			
◎：基準値の10%以下 ○基準値の10%超過20%以下 △：基準値の20%超過基準値以内 ×：基準値超過							